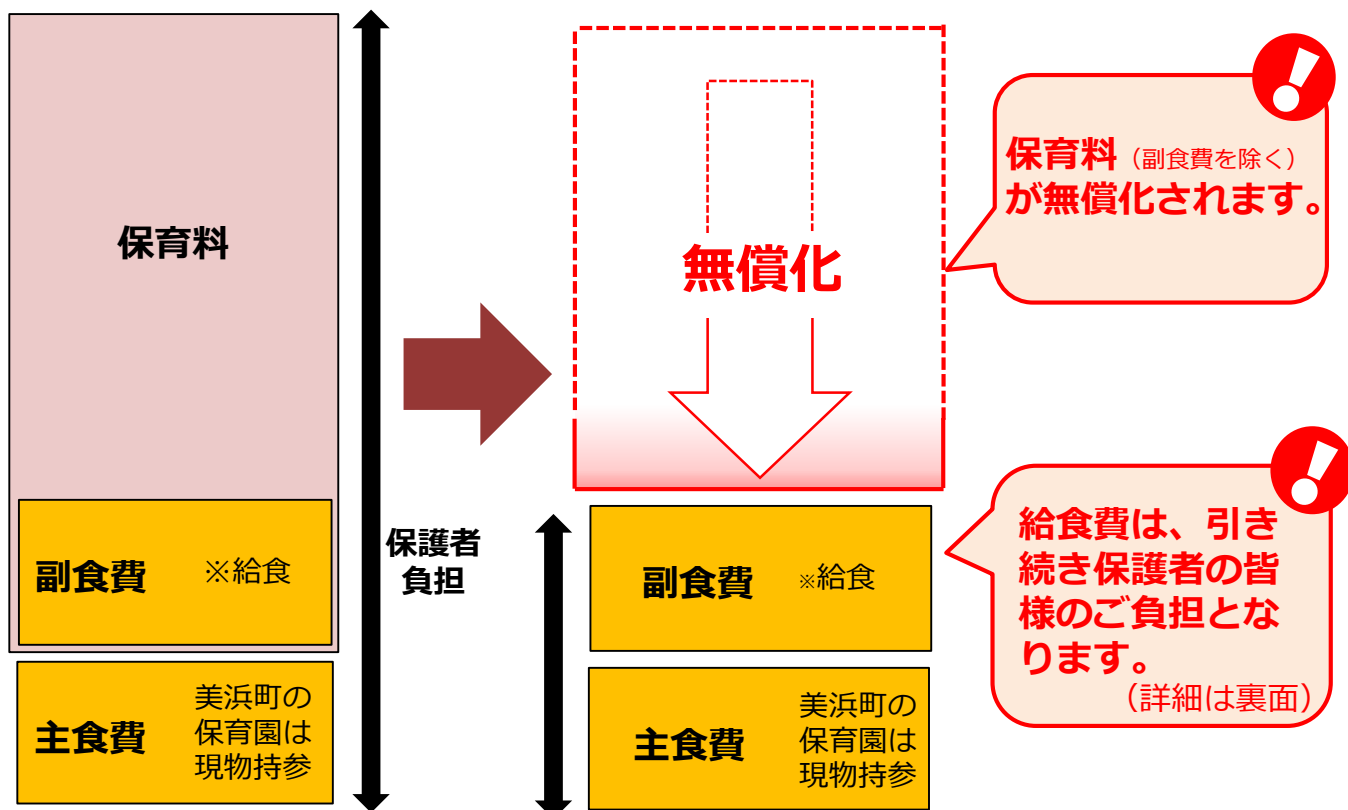


保育料無償化に伴う副食費について

- 3～5歳のお子様については、2019年10月から**保育料が無償化**されているため、美浜町にお支払いいただく必要がありません。
- **保育園の給食の材料にかかる費用（副食費）については、**自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**（詳細は裏面をご覧ください。）

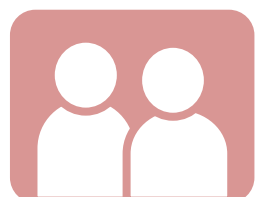
～2019年9月まで～

～無償化後（2019年10月以降）～

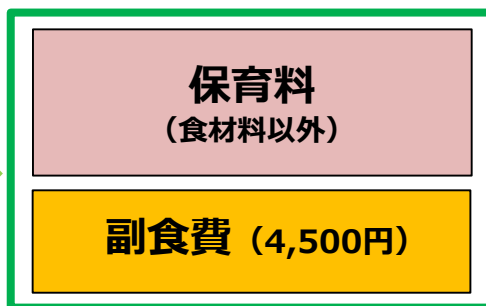


- 2019年9月までは、3～5歳児の給食費分は、
 - ・主食（お米など）分については保育園に現物持参
 - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）美浜町にお支払いしていただいております。
- 幼児教育・保育は無償化され、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則となります。ただし、無償化に伴い、副食分の給食費を美浜町にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。
- 現在の副食費にかかる経費は一人あたり月5,400円程度ですが、国の基準にあわせて4,500円のご負担となります。

～2019年9月まで～



保護者の皆様



美浜町



～無償化後（2019年10月以降）～



保護者の皆様



美浜町



美浜町への保育料の支払いは不要になります。

副食分の給食費(4,500円)を美浜町にお支払いいただけます。

※副食費が免除となる場合があります。
 ・年収360万円未満相当世帯の子ども
 ・子どもが3人以上いる世帯において、第3子以降の子ども

問い合わせ先：美浜町 こども未来課

TEL：0770-32-6713